**○知事から意見聴取があった議案一覧**

**【事件議決案（２件）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 件　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 大阪府立長吉高等学校体育館耐震改修工事に係る水道料金に相当する負担金に関する債権放棄の件 | 大阪府立長吉高等学校体育館耐震改修工事に係る水道料金に相当する負担金に関する債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。  〔放棄する債権〕  ・回収不能となった水道料金相当の負担金２万６，６４１円及び当該負担金に係る遅延損害金 |
| ２ | 大阪府立特別支援学校における児童の負傷事案に関する損害賠償の額の決定及び和解の件 | 大阪府立特別支援学校における児童の負傷事案に関して、損害賠償金及び解決金として、金4,030,000円の支払い義務があることを認め、民法第６９５条の規定により和解するため、議決を求めるもの。 |

**【条例案（13件）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 件　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例制定の件 | 地方自治法等の改正に伴い、知事等が府に損害を与えた場合の損害賠償責任の一部を免除することに関し必要な事項を定める。  施行予定期日：令和２年４月１日 |
| ２ | 大阪府青少年健全育成条例一部改正の件 | 青少年に対し、当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段による、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象としてのみ扱っていると認められる性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止の対象に含める。  施行予定期日：令和２年６月１日 |
| ３ | 大阪府附属機関条例及び大阪府社会福祉審議会条例一部改正の件 | 附属機関の委員等の役割が多様化していることを踏まえ、委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により日額の報酬の額により難いときは、業務に従事した時間に応じて報酬を支給することができることとする。  　　　施行予定期日：令和２年４月１日 |
| ４ | 職員の給与に関する条例一部改正の件 | 人事委員会の勧告等を踏まえ、人事評価の結果を昇給に反映させる方法について改正を行う。  　　　施行予定期日：令和４年１月１日 |
| ５ | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件 | 小学校等の第１学年から第３学年までの子を養育する職員及び不妊治療を受ける職員の継続的な勤務を促進するため、休暇の種類に子育て部分休暇及び不妊治療休暇を追加する等の改正を行う。  ・子育て部分休暇　１日につき２時間を超えない範囲内で必要と  認める時間  ・不妊治療休暇　 １年につき６日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間  施行予定期日：令和２年４月１日 |
| ６ | 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件 | 財政状況、人事委員会の意見等を踏まえ、管理職手当の時限的減額を適用する職員の範囲を見直すとともに、特例期間の終期を令和２年３月３１日から令和３年３月３１日に延長する。  〔改正前〕管理職手当の支給を受ける全ての職員  〔改正後〕部長級及び次長級の職員（警察本部に所属する職員を除く。）  施行予定期日：令和２年４月１日 |
| ７ | 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件 | 財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和２年３月３１日から令和３年３月３１日に延長する。  　　　施行予定期日：令和２年４月１日 |
| ８ | 職員の分限に関する条例及び大阪府警察職員の分限に関する条例一部改正の件 | 公務上の過失による事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができることとする。  施行予定期日：公布の日 |
| ９ | 大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例一部改正の件 | 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（省令）の改正により、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例期間の終期を令和２年３月３１日から令和７年３月３１日に延長する。  施行予定期日：令和２年４月１日  （福祉部と共管） |
| 10 | 府費負担教職員定数条例一部改正の件 | 市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。  ・小学校　〔改正前〕　１７，４８０人  〔改正後〕　１７，７３５人  ・中学校　〔改正前〕　１０，０９３人  　　　　　〔改正後〕　１０，０９２人  ・高等学校〔改正前〕　　　　　２３人  　　　　　〔改正後〕　　　　　２０人  施行予定期日：令和２年４月１日 |
| 11 | 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件 | 地方公務員法及び地方自治法の改正により、規定の整備を行う。  施行予定期日：令和２年４月１日 |
| 12 | 大阪府立学校条例一部改正の件 | 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の減少に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。  ・高等学校　　　〔改正前〕　９，２７１人  　　　　　　　　〔改正後〕　８，９９０人  ・特別支援学校　〔改正前〕　５，４６３人  　　　　　　　　〔改正後〕　５，４４１人  施行予定期日：令和２年４月１日 |
| 13 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件 | 本条例により免除の対象となる懲戒処分は今後発生することがなく、職員の賠償責任に基づく債務が今後発生する可能性も著しく低いことから、本条例を廃止する。  　　　施行予定期日：令和２年４月１日 |

**○議会から意見聴取があった議案一覧**

**【条例案（１件）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件 | 地方公務員法及び地方自治法の改正により、規定の整備を行う。  施行予定期日：令和２年４月１日 |